特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県潮来市長

公表日

令和5年6月16日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱	う事務					
①事務の名称	母子保健関係事務 ・母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)					
②事務の概要	・検診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。					
	①母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務					
	情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合					
2. 特定個人情報ファイル名						
3. 個人番号の利用						
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十					
法令上の根拠	11 成子続にあける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(千成二十五十五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第49項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第40条					
4. 情報提供ネットワークシステム	こよる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30 条					
	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民福祉部かすみ保健福祉センター					
②所属長の役職名	センター長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	聞311-2493 茨城県潮来市辻626 潮来市 総務部 総務課 TEL (0299)-63-1111(代表)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	いに関する問合せ					
連絡先	受311-2490 茨城県潮来市島須777 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL (0299)-64-5240					
	1-1- (-1-1-)					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人:	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5	年7月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果							
基礎項目評価の実施が義務付けられる							

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	画書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] い ては、それぞれ重	点項目詞	評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワー	クシステムを通じ	た入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託				[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネッ	ットワークシステムを	を通じた	提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続			[]接編]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[〇]自	己点検	[]内部監査	[]外部監	査
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、 母子健康手帳の交付に関する事務	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、健康診査、妊 産婦の訪問指導又は母子健康包括支援セン ターが行う事業の実施に関する事務	事後	改版に伴い、事務の概要の変 更
令和2年1月28日	番号法第19条7号、別表第二の第56の2項 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 本でに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命		■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項、 第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2項	事後	改版に伴い、情報提供項目の 追加および情報照会の開始
令和3年9月1日	1.対象人数 令和2年4月1日時点		令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項、第69の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第69の2項	事後	
令和4年7月1日	1.対象人数	令和3年8月1日時点	令和4年7月1日時点	 事前	
令和4年7月1日			令和4年7月1日時点	 事前	
令和5年6月16日	1.対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	2.取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	